

第10期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・第1期認知症施策推進計画について

令和6年3月に策定した第9期長岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（計画期間：令和6年度～令和8年度）を見直し、総合計画および障害者基本計画・障害福祉計画等との整合性を図りながら、今年度、第10期計画（令和9年度～令和11年度）を策定する。

計画の名称	第10期長岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・第1期認知症施策推進計画 ※正式名称が長いため、「第10期地域包括ケア推進プラン」等の愛称を付けることも検討
計画期間	令和9年度～令和11年度（3か年）
策定方法	次の計画を一体的に策定する。 ・市町村老人福祉計画 ・市町村介護保険事業計画 ・市町村認知症施策推進計画 ※市町村地域福祉計画は、第7期計画から単独計画として別途策定

（参考）各個別計画の概要

	市町村老人福祉計画	市町村介護保険事業計画	市町村認知症施策推進計画
根拠法	老人福祉法 第20条の8	介護保険法 第117条	認知症基本法 第13条
策定に係る規定	介護保険事業計画と一体的に策定	・老人福祉計画と一体的に策定 ・3年を1期とする	・老人福祉計画・介護保険事業計画と調和が必要（一体的な策定可） ・努力義務
記載すべき事項	・老人福祉事業の供給体制の確保 ・確保すべき事業の量の目標、その他必要な事項	・介護給付の円滑な実施を確保するために必要な事項（保険料改定等） ・年度毎の介護サービス・地域支援事業の種類ごとの見込量、見込量の確保のための方策等	・地域の実情に応じた内容とする ・国の基本計画の基本的施策（理解促進、バリアフリー化、社会参加、意思決定支援、医療・福祉提供体制、相談体制、研究推進、予防）を踏まえた目標・取組

計画策定スケジュール（案）

策定にあたり、7月・10月・12月・3月に推進会議を開催予定。

	7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月		
第1回会議																											
方向性の確認																											
骨子の検討																											
第2回会議																											
骨子の議論																											
骨子・各論の検討																											
施設等整備意向調査																											
サービス見込量 保険料等の推計																											
サービス見込量 保険料の仮設定																											
第3回会議																											
骨子・各論の議論																											
パブリックコメント																											
第4回会議																											
計画の承認																											

第10期介護保険事業計画の基本指針のポイント（案）（国資料より抜粋）

- 2040年にかけて地域のサービス需要が変化していく中で、第10期介護保険事業（支援）計画から、都道府県が積極的に関与しながら、2040年等の中長期の介護サービス見込量を見据えて策定していくことが更に重要となる。
- その際、「中山間・人口減少地域対応」「医療・介護連携」「高齢者向け住まい」「人材確保、生産性向上・経営改善支援」等について、第9期までの取組を前提に、第10期計画における位置付けを明確化した上で、必要な取組を進めることが必要。

見直しのポイント（案）

○介護サービス基盤の計画的な整備

- ① 介護保険事業（支援）計画の策定
 - ・ 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、都道府県と市町村が2040年度を見据えた中長期的な推計を実施し、共通の課題認識を持った上で、地域の関係者を含めてサービス提供体制の在り方を検討。
 - ・ 計画策定における都道府県の関与や医療・介護連携の強化等のため、計画の策定過程における議論のプロセスを整理。
 - ・ 計画策定に当たって都道府県・市町村や関係者が確認すべき指標や状況の提示等により、地域の現状把握・分析や計画策定を支援。
- ② 地域の実情に応じたサービス提供体制の構築
 - ・ 地域の類型（中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等）を念頭に置いた計画策定。中山間・人口減少地域においては、関係者の意見を聞きながら、必要な対応（人材確保や生産性向上等の施策、新たな類型を含む特例介護サービスの活用等）について議論。
 - ・ 医療との連携状況や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居の状況等を踏まえたサービス提供体制の構築。

○地域包括ケアシステムの深化

- ① 総合事業の多様なサービス・活動の充実に向け、多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援や質の向上を図るための分析・評価等を推進。
- ② 頼れる身寄りがいない高齢者等の生活ニーズを地域課題として解決するため、関係者を含めて地域全体で対応を協議し、切れ目のない支援が提供される地域づくりを推進。
- ③ 認知症基本法及び認知症施策推進基本計画を踏まえた取組の推進。

○介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等

- ① 都道府県が主体となって介護人材確保に関するプラットフォームを構築するとともに、生産性向上等の取組の促進を図るための協議会を設置し、地域の関係者が協働して課題解決に向けた実践的な取組を推進。
- ② テクノロジーの更なる活用等による生産性向上や、協働化・大規模化の推進等による経営基盤の強化等を推進。

第10期計画において記載を充実する事項（案）（国資料より抜粋）

- 第10期の基本指針においては、介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」等を踏まえ、主に以下の事項について記載を充実してはどうか。

○ 介護サービス基盤の計画的な整備

①介護保険事業（支援）計画の策定

- ・ 2040年度を見据えた中長期的な推計の実施。都道府県と市町村が共通の課題認識を持った上で、地域における2040年に向けたサービス提供の在り方について、広域的に議論する体制の構築
- ・ 計画策定における都道府県の関与や医療・介護連携の強化等のため、計画策定過程における議論のプロセスや都道府県・市町村の医療・介護担当者等の関係者で議論すべき内容の明確化
- ・ 計画策定に当たって都道府県・市町村や関係者が確認すべき指標や状況等の提示
- ・ 介護保険事業（支援）計画におけるロジックモデルの活用やPDCAサイクルに沿った計画策定の推進

②地域の実情に応じたサービス提供体制の構築

- ・ 「時間軸」及び「地域軸」の両視点から、地域の類型（中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等）を念頭に置いた計画策定の重要性
- ・ 中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の確保のために必要な対応（人材確保や生産性向上等の施策、新たな類型を含む特例介護サービスの活用等）の推進
- ・ 介護サービスの基盤整備にあたり、医療との連携状況や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居定員総数や要介護者等の状況の勘案
- ・ 中山間・人口減少地域等において真にやむを得ない場合における高齢者事業の廃止・転用等

○ 地域包括ケアシステムの深化

- ・ 改正住宅セーフティネット法を踏まえた、住宅部局と福祉部局の連携の重要性
- ・ 総合事業の多様なサービス・活動の充実に加え、総合事業に該当しない多様な活動や事業を含めた取組の重要性
- ・ 介護予防と地域の支え合いを一体的に実施する拠点の整備・運営
- ・ 頼れる身寄りがいない高齢者等への地域包括支援センター等による相談対応の明確化、切れ目のない支援が提供される地域づくりの推進
- ・ 認知症基本法の成立及び認知症施策推進基本計画を踏まえた取組の推進
- ・ 高齢者向け住まいにおける虐待防止や、養護者に該当しない同居者等からの虐待防止の推進
- ・ 災害や感染症に対する備えとして、地域包括支援センターの業務継続に向けた計画等を策定し、平時からの地域における関係構築や訓練の実施等の重要性

○ 介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等

- ・ 介護人材確保、生産性向上、経営改善支援策等に関する取組の充実（多様な人材の確保・育成、離職防止・定着促進、介護職の魅力向上、外国人材の受入環境整備、介護テクノロジーの導入促進、協働化等の推進等）